

社会福祉法人三翠会 第三者委員会「調査報告書」の概要

1 調査結果

(1) 主な本件関係者等

ア 三翠会関係者

理事長 東前弥生（総施設長，会計責任者）
元常務理事 A（理事長の夫）
理事 B（介護保険サービス事業者 b * 代表取締役）
*サービス付き高齢者向け住宅「サンヒルズ八景1番館」（以下「サンヒルズ八景」）内で介護保険サービスを提供
建設会社 a 元従業員 C（建設会社 c 顧問）

イ 取引先

建設会社 a（大阪市港区）
介護保険サービス事業者 b（三田市）
建設会社 c（大阪市港区）
設計事務所 d（大阪市北区）
地方銀行九条支店（大阪市西区）
都市銀行神戸支店（神戸市中央区）

(2) 本件不適切行為の概要

理事会の十分な理解や同意が得られないまま、サンヒルズ八景に係る建築請負契約や金銭消費貸借契約が締結された上、平成24年3月から平成26年10月にかけて、この建築請負契約に関連する費用の支払い名目で、AやBらによって銀行印が冒用等され、法人預金が払い戻されたり、金額が水増しされて支払われるなどにより、法人資金が流出した。

この資金の流出については、建設会社 a のCにより作成されたり、あるいは調達された領収書により、必要な費用として支払われたことが偽装されている。

このように工事代金に偽装され不正に社外流出した金額は271,303千円。このうち、都市銀行神戸支店に対する違約金57,718千円を除く213,585千円がA他本件の関係者に渡った金額である。うち34,500千円については、各人の供述が異なるため最終の流出先は特定できなかった。（流出先不明金）

(3) 行為に至る主な経緯、動機及び背景

ア 平成21年に、Aが法人の定期預金53,500千円を私的な目的で使い込み、その穴埋め資金が必要であったほか、多額の負債も抱えていた。

イ 折しも三翠会は、平成25年4月に創立25周年を迎えるにあたり、記念事業の実施を模索していたところ、過去にサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」）の建設に携わったことがあるというBが、サ高住事業は十分な利益が確保できるからと、サ高住事業の実施を積極的に持ちかけてきたことから、使い込みの穴埋め資金や負債の返済資金の捻出に迫られていたAが、こうした儲け話に便乗しようとしたことが発端といえる。

ウ サ高住事業が創立25周年記念事業に位置づけられた結果、事業の適正や採算

については二の次となり、サ高住事業ありきで建設を進めることも容認されるような状況にあった。

このような背景から、サ高住事業の立ち上げは、個人的な思惑からサ高住事業を推進したいAと、過去にサ高住事業に携わったことがあるというBに、事実上一任されたに等しい状況となった結果、理事会で虚偽、ないしは曖昧な回答をしたり、銀行印を冒用したり、虚偽の領収書を用いるといった強引な手法がまかりとおった。

(4) 不正な会計処理の状況

別添「不正な会計処理一覧」のとおり

(5) 契約過程等の主な問題点

ア サ高住建設に係る地方銀行九条支店からの借入、建設会社 a 等と契約について、法人定款等の定めを反し、理事会から事前の承認を得ていない、又は事後の報告を行っていない。

イ AとBは、建設会社 a と一社随意契約することについて、経理規程等の解釈を誤り、「建設会社 a は完成引渡しまで工事代金の残額支払を待てる業者」、「公益事業として開設する場合は、入札しなくても良い」などと理事会で説明し、一部理事が反対する中、強引に契約を進めた。

ウ 金融機関との取引に使用する印鑑は、以前から本部事務局の理事長席の後ろにある金庫で保管されているものの、日中は施錠されておらず、容易に持ち出せる状況であった。また、職員から常務と呼ばれていたAにとっては、周りの事務局員の目も抑止力とはならなかったことから、理事長の知りえないところで、印鑑を使用した種々の契約等が行われ、結果的に多額資金流出を見逃すことにつながった。

(5) 関係者の主な法的責任

ア 刑事上の責任

(ア) Aらの責任

Aは常務と呼ばれていた立場を悪用して、法人銀行印を権限なく使用するなどし、三翠会の名義を冒用して預金の引き出し、又は振込依頼を行った結果、法人から不正に資金が流出し、一部は回収が困難な状況に陥っている。

これらの行為(別添「不正な会計処理一覧」参照)は、法人との関係では、業務上横領罪、ないしは詐欺罪を、金融機関との関係では、(有印)私文書偽造、同行使及び詐欺罪を構成する可能性がある違法行為であり、Aらはその責任を免れることはできない。

(イ) 不明金についての責任

AやBが、受取っていないと証言し、Cも領収書の作成に関与している以上のことはわからない 34,500 千円の流出先不明金について、これを取付した者は、法人に対して業務上横領罪ないしは窃盗罪の罪責を問われるべきところ、その者を特定することは、当委員会では困難なため、刑事司法の介入により明らかにされるべきである。

イ 民事上の責任

(ア) Aの責任

Aには、(一)印鑑を冒用したり、詐術を用いて印鑑を押させて、預金を引き出したり振込送金している点についての責任、(二)架空の領収書で会計処理をさせた責任、(三)建設会社aに根拠のない預かり金を留保させている責任及び(四)流出先不明となっている資金についての責任を負うといわざるを得ない。

(イ) B(ないしは介護保険サービス事業者b)の責任

Bには、(一)Aとともに預金を引き出したり振込送金している点についての責任、(二)架空の領収書で会計処理をさせた責任、(三)建設会社aに根拠のない預かり金を留保させている責任及び(四)流出先不明となっている資金についての責任を、Aと同様に負うといわざるを得ない。

(ウ) Cの責任

Cには、(一)架空の領収書で会計処理をさせた責任、(二)建設会社aに根拠のない預かり金を留保させている責任、(三)流出先不明となっている資金についての責任を負うといわざるを得ない。

(エ) A・B・Cの行為によって生じた法人の損害

これら3名により法人に生じた損害額の合計は213,585千円となり、法人は3名に対し損害の回復措置を取ることを検討すべきである。

2 主な原因の分析

(1) 三翠会創立25周年事業としてサ高住建設ありきの姿勢

サ高住の建築資金の調達については、当初予定していた住宅金融支援機構からの借入が頓挫した時点で、本来であれば、莫大な費用がかかる新規事業については、無理な条件を飲んでまで進める必要はなく思いとどまることも選択肢の一つと思われるが、記念事業実施の思いだけが先行し、サ高住の建築を思いとどまるどころか、金利スワップ契約を含むリスクある取引をしてでも、資金の調達を行った。

また、敷地への進入路が確保しにくいような悪条件の土地を、臨時の理事会を開いてまでも購入するなど、創立25周年を迎えるにあたってのサ高住ありきの姿勢が、無理な建築を推進することになった動機として挙げられる。

(2) 非常勤理事を主体とする理事会の形骸化

定款では、金融機関からの借入については常に、請負契約についても1,000万円以上のものについては理事会の承認を得なければならないとされているところ、就任から長期間が経過していた非常勤理事らにとっては、理事会は、よりよい運営のために建設的な意見を述べたり、理事長をはじめ執行部の怠慢や行き過ぎを監視監督するというよりは、提案された議題を追認するだけの場になっていた。

(3) 創業者一族の暴走を止めることができない環境の存在

ア 現理事長の夫であるAは、第2代理事長の息子であり、もともとは三翠会の理事のなかでも、より手厚い専決権限が与えられた常務理事の立場にあったが、同族の理事会入り人数が制限されたため、理事を退任した。しかし、その後も

創業家の跡取りとしての立場は依然強く、従業員からは常務と呼ばれ、大抵の行為が許される環境が醸成されていた。

イ 自らが代表取締役役に就任していた給食業者の本店を、無償でサンヒルズ八景内に置いたり、高齢者住宅の管理業務、清掃、給食、家賃集金代行業務などを行う株式会社を法人に無断でサンヒルズ八景内に立ち上げ、福祉事業経験がないAの息子（現理事長の息子でもある。）を代表取締役とするなど、三翠会を私物化しているようなところにも見て取れる。

（４）サ高住運営についての知識不足

三翠会は、特別養護老人ホームやデイサービスといった社会福祉事業についてはノウハウがあったが、サ高住は行ったことがないため、その知識に乏しく、サ高住事業に詳しいというBに全幅の信頼を寄せ頼るしかなかった。

（５）現理事長による指導力不足

理事会において、サ高住の施工業者の選定について、理事会の承認がないこと、入札がないことなどの指摘を受けながら、正常な方向に導くことなくAやBの論調に押されてしまったことは、現理事長の指導力不足を如述に表すものである。

そして、これまで携わったことのないサ高住事業については、AとBに丸投げし、サンヒルズ八景の建築に関する支払いといわれて印鑑が持ち出されて使用されたとしても無関心、多額の支払いが行われていても無関心などといった状況に陥った。

（６）会計担当者の規範意識の欠如

三翠会では、遵守すればほとんどの不正は防げると思われる十分な量の経理規程が用意されている。

本件で出納職員は、創業家の一員であるAらから、架空の領収書を提示され、これによって経理処理を行うに至ったが、相手が誰であるかによらず、誤った会計処理の仕方については、断固として拒否する姿勢が欠けていた。

3 再発防止のための提言

（１）役員（理事及び監事）の一新

理事及び監事には、理事長や理事に対する牽制機能が期待されているところ、定款や内部規程が遵守されず、AやBの暴走を止められなかった責任は重大であるため、その全員を入れ替え一新すべきである。

（２）創業者一族の経営からの撤退

本件の問題が生じたのは、創業者一族の跡取り的な立場にあるAの暴走を、Aが創業者一族であるという気兼ねから、周囲の従業員らが制止できなかったことにあり、仮に、今後も創業者一族が経営にタッチし続けるのであれば、今回と同じような問題が起こりうる。

なお、現理事長がそのまま残ることを希望するような従業員の嘆願書も存在するところ、Aを排除すれば足りるのではないかとの意向もあるかもしれないが、同族としての一体感から夫でもあるAの暴走を止められなかった、Aの暴走を黙

認したという点で、現理事長もAと同じ立場と言える。

また、会計責任者であったにも関わらず、不正な資金流出に気づかず、気づいても黙認したということを考え合わせると、少なくとも経理に関与する立場からは退任すべきであろう。

三翠会の社会的信用は大きく損なわれた今、信頼回復には、体制の一新が必要であり、今回の事件を機に、創業者一族は、三翠会の経営から完全に撤退すべきである。

(3) 指導力ある理事長の選任

後任の理事長には、法人の経営面に詳しく指導力ある者を選任するとともに、サ高住で理事長を補佐する者を一定の地位に付ける必要がある。

(4) 公益事業にかかる専門家の招聘

これまで法人として経験のないサ高住事業に手を広げるにあたって、役職員はその専門的知識のなさ故にBに頼り切り、そこにつけ込まれたと言っても過言ではない。今後、サ高住を抜本的に立て直すためには、確かな知識を持った専門家を法人内部に招聘する必要がある。

(5) サ高住事業の収益性の抜本的な見直し

創立25周年記念事業であるサ高住事業は、その収益状況について十分な検討がなされないまま、Bの100床程度あれば経営的には成り立つ、100床程度であれば、すぐに満たせるという安易な見込みだけで、建設に突っ走った側面がある。

サンヒルズ八景は、本件で多額の損失も見込まれることから、従業員の雇用やリース物件の必要性までひとつひとつ検証し、収益体制が確保できるよう抜本的な見直しが必要である。

(6) 従業員教育によるコンプライアンスの徹底

社会福祉法及び事業関係法令はもとより、法人定款、内部規程の法人の遵守を徹底させるため、従業員教育として、定期的、随時の研修等をきめ細かく実施する必要がある。

4 法人の財務状況

平成27年3月末期決算において、法人全体の次期繰越活動増減差額は220,087千円の黒字を計上していたが、今回の不法な会計処理による影響分▲198,050千円を反映させると黒字は22,037千円しかなく、今後のサ高住建設借入金15億5千万円の返済等を賄うためには、サ高住の入居率が50%前後という現状の改善が急務である。

5 主な調査の前提条件

(1) 当委員会の調査は、三翠会役職員等の任意の協力を前提に行ったものであり、強制的な調査権限を有しているものではないため、調査の結果が、過誤や逸失等を完全に免れ得るものではない。

(2) 調査の時間的制約等から、調査対象となる資料やヒアリング対象者は限定的である。

- (3) 本調査報告書に提示した情報の出処に関する信頼性の検証は行っていない。
また、本調査手続は監査とは異なるため、三翠会から提供された情報の正確性、網羅性あるいは妥当性等について何らの証明を行うものではない。
- (4) 事実認定は、開示された資料等に基づいて行っており、これ以外の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合には、当該事実認定は変更されることがある。

(参考)

1 第三者委員会の構成

- ・ 弁護士 : 藤原孝洋(神戸中央法律事務所 弁護士)
 - ・ 公認会計士 : 岡本俊二(岡本俊二公認会計士事務所 公認会計士)
 - ・ 学識者 : 馬込武志(湊川短期大学 教授 人間生活学科長)
- ※補助者(工事内容の精査等) : 北村順雄(株)黒田建築設計事務所 1級建築士)

2 委員会等開催経緯

8月11日(火) : 第1回委員会 ~ 10月22日(木) : 第8回委員会
10月25日(日) : 委員長から理事長に報告書を提出

※上記委員会以外にも、各委員が関係者からの聞き取りや書類の提出を受ける等、必要な調査を実施

社会福祉法人三翠会によるサ高住建設をめぐる不正な会計処理 一覧

法人の出金日・金額	帳簿上の支出先 (領収書発行元等)	現金・振込	うち不正に流出した資金		差引 工事費・ 設計管理費充当	備考
			内容	金額		
H24.3.30	27,300,000 26,250,000	建設会社c 設計事務所d	現金 現金	Aが工事代金に偽装して使い 込みを穴埋め	27,300,000 26,250,000	
H24.5.2	10,500,000 10,500,000	建設会社a 建設会社a	振込 現金	建設会社aが預り金として処理 流出先不明	5,250,000 10,500,000	5,250,000 A・B証言相反
H24.5.2	26,250,000	設計事務所d	振込			26,250,000
H24.9.7	23,100,000	設計事務所d	振込			23,100,000
H25.4.30	15,000,000	建設会社c	振込	借入金融機関仲介者手数料	15,000,000	
	25,320,000	設計事務所d	振込			25,320,000
H25.4.30	130,000,000	建設会社a	振込			130,000,000
H25.5.24	20,000,000	建設会社a	現金	介護保険サービス事業者b 口座へ入金	20,000,000	介護保険サービス事業者b出資金
	10,000,000	建設会社a	現金	流出先不明	10,000,000	A・B証言相反
H25.8.29	460,000,000	建設会社a	振込	建設会社aが預り金として処理	38,003,000	421,997,000 石材会社1,977千円は工事費充当
H25.9.3	16,000,000 14,000,000	建設会社a 建設会社a	現金 現金	B個人口座へ入金 流出先不明	16,000,000 14,000,000	介護保険サービス事業者b運転資金 A・B証言相反
H25.9.6	39,000,000	建設会社a	現金	介護保険サービス事業者b 口座へ入金	39,000,000	都市銀行神戸支店違約金(60百万 円)の一部に充当
H26.5.19	2,100,000	設計事務所d	振込			2,100,000
H26.10.30	550,000,000	建設会社a	振込	建設会社aが預り金として処理	50,000,000	500,000,000
H27.1.28	100,000,000	建設会社a	振込			100,000,000
H27.2.10	2,100,000	設計事務所d	振込			2,100,000
	1,507,420,000			不正に流出した資金 合計 うち流出先不明 合計	271,303,000 34,500,000	1,236,117,000

建設会社a預り金計	93,253,000	工事費充当計	1,157,247,000
このうちから		設計管理費充当計	78,870,000
H25.10.4に介護保険サービス事業者bへ25,000,840			
H26.1.27に介護保険サービス事業者bへ10,000,840			
計	35,001,680		